

官報

優生保護法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十三年七月十三日

内閣總理大臣 菅原 勲

優生保護法

法律第五十六号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、優生上の目地から不良好な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは、妊娠を除去することなしに、生産を

不能にする手術で命令をもつて定めるものとし。

第三條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保護することのできない時期に、人工的挿入することを以てする。

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対して、その疾患の治療を防止するため優生手術を行うことが公衆上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行ふことの適否に關する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護委員会は、

前條の規定による申請を受けたとき

以下同じ)があるときはその同意を南側者(妊娠をしないが非災害妊娠關係と同様の事情にある者を含む)に対するものとして、本人の同意並びに

者がである。但し、未成年者、精神障害者は精神障害者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺傳性精神病又は遺傳性精神的性格、遺傳性身

体疾患又は遺傳性畸形を有しているもの。

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神萎弱、遺傳性精神衰弱、遺傳性病的性格、遺傳性

身体疾患又は遺傳性畸形を有するもの。

三 本人又は配偶者が、母体の健康に影響を及ぼす處女又は妊娠に罹り、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの。

四 本人又は配偶者が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの。

五 現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

六 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

七 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

八 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

九 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十一 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十二 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十三 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十四 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十五 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十六 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

十七 本人又は配偶者が、母体の生命に現に本人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

第十九條 中央優生保護委員会の決定に付して、その結果を、申請者及び被申請者に通知する。

二十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

二十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

三十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

四十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

五十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十七條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十八條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

七十九條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十一條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十二條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十三條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十四條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十五條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

八十六條 優生手術を行つたときは、申請者及び被申請者に、これに適用する。

六

先天性
遺傳性疾患
血友病

高度な遺傳性疾患
裂手、裂足
指趾部分的肥大症
顔面披裂
囊性脊髓膜膨脹
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症
その他厚生大臣の指定するもの
厚生大臣 竹田 儀一
法務省 載鈴木 勝男
内閣総理大臣 芦田 均